

【表紙】

【発行登録番号】	2 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 2月17日
【会社名】	東京センチュリー株式会社
【英訳名】	Tokyo Century Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 俊一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町 3 番地
【電話番号】	03 ( 5209 ) 7055(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 原田 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練堀町 3 番地
【電話番号】	03 ( 5209 ) 7055(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 原田 敦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2020年 2月25日)から 2年を経過する日(2022年 2月24日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 400,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 東京センチュリー株式会社 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2 ) 東京センチュリー株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号) 東京センチュリー株式会社 名古屋営業部 (愛知県名古屋市中区栄二丁目 1 番 1 号) 東京センチュリー株式会社 大阪営業部 (大阪府大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号) 東京センチュリー株式会社 神戸支店 (兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目 5 番 1 号)

(注) 上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1 【新規発行社債】

未定

#### 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2) 【手取金の使途】

リース物件を含む設備資金、割賦販売物件等の購入資金、貸付資金、有価証券の取得資金、投資資金、運転資金、借入金の返済資金、短期社債の償還資金、コマーシャル・ペーパーの償還資金及び社債の償還資金に充当する予定であります。

### 第2 【売出要項】

該当事項なし

### 第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- (1) 事業年度 第50期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月24日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第51期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月30日までに関東財務局長に提出予定
- (3) 事業年度 第52期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第51期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月7日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第51期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月8日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第51期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月13日関東財務局長に提出
- (4) 事業年度 第52期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (5) 事業年度 第52期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月16日までに関東財務局長に提出予定
- (6) 事業年度 第52期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月15日までに関東財務局長に提出予定
- (7) 事業年度 第53期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月16日までに関東財務局長に提出予定
- (8) 事業年度 第53期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月15日までに関東財務局長に提出予定
- (9) 事業年度 第53期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月14日までに関東財務局長に提出予定

#### 3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年8月2日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同項第16号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年9月9日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月8日に関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月6日に関東財務局長に提出
- (6) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月6日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書)を2019年8月7日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(2020年2月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等における将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に関する将来に関する事項は、一定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

東京センチュリー株式会社 本店

(東京都千代田区神田練堀町3番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東京センチュリー株式会社 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)

東京センチュリー株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)

東京センチュリー株式会社 名古屋営業部

(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)

東京センチュリー株式会社 大阪営業部

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

東京センチュリー株式会社 神戸支店

(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

(注)上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

### 第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし